

津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

～概要版～

令和8年〇月改訂

津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

1. 新型インフルエンザ等行動計画とは

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。**

（根拠法：新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。））

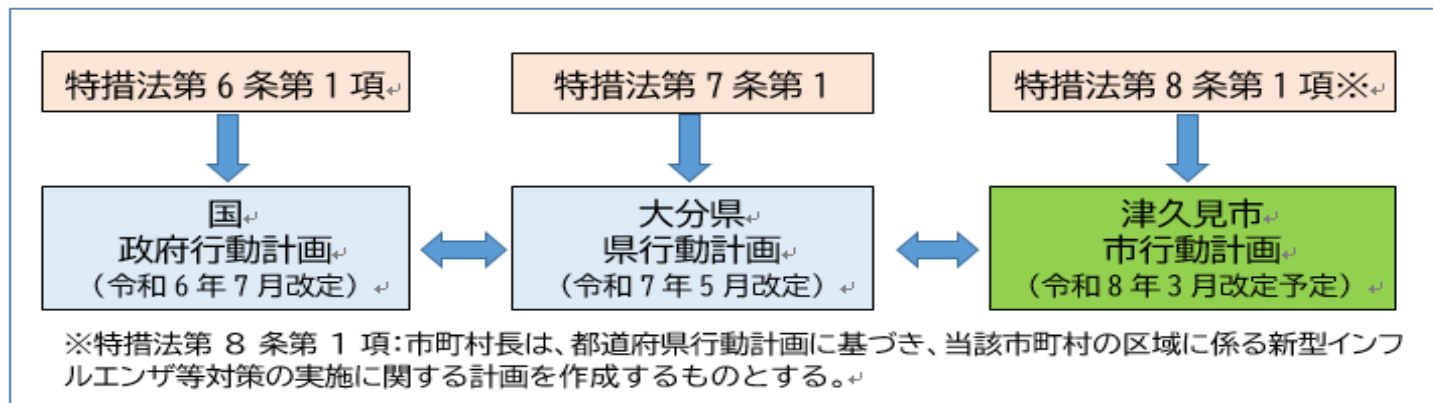
2. 改定の目的

今般の津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナ対応を振り返り、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うもの。

3. 計画の位置づけ

特措法第8条第1項※の規定に基づき、**大分県新型インフルエンザ等対策行動計画**（以下「県行動計画」という。）の内容を踏まえ策定するもの。

<政府行動計画・県行動計画との関係性>



津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

4. 計画改定のポイント

項目	現計画	改定後
①策定／改定	平成27年3月策定 ・平成25年4月の特措法の施行、同年6月の政府行動計画及び同年10月の県行動計画の作成を踏まえ市行動計画を策定	令和8年6月改定予定(策定以降、初の抜本的改正) ・政府行動計画(令和6年7月)及び県行動計画(令和7年5月)が全面改訂されたことによるもの
②対象疾患	・新型インフルエンザがメイン	・ 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実(P3)
③時期区分	・未発生期、海外発生期、国内発生早期(県内未発生期)、県内発生早期、県内感染期、小康期として記載	・中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、 予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期」及び「対応期」に分けた構成(P4～6)
④対策項目	以下の <u>6項目</u> を主な対策項目とする ①実施体制、②情報収集・提供・共有、③予防・まん延防止、④予防接種、⑤医療⑥市民の生活及び経済の安定の確保	以下の <u>7項目</u> を主な対策項目とする(P4～6) ①実施体制、②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 、③まん延防止、④ ワクチン 、⑤ 保健 、⑥ 物資 、⑦市民生活及び市民経済の安定の確保 ・新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ記載を充実
⑤関係各課の役割		・対策の実施体制を明確化するため、 発生の各段階(準備期、初動期及び対応期)における各課の役割を記載

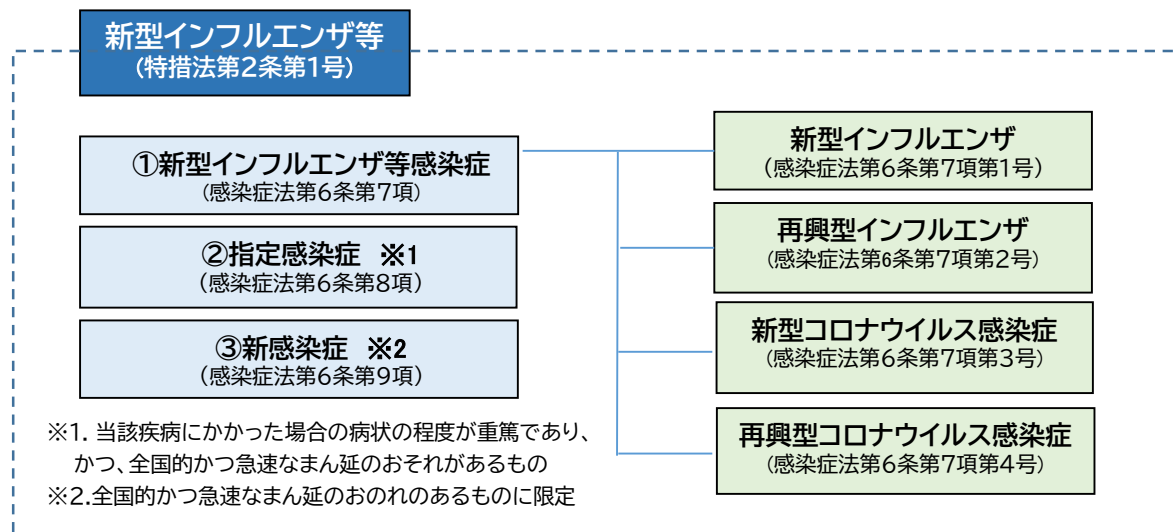
津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

5. 対象とする疾患

- ①新型インフルエンザ等感染症（※感染症法第6条第7項）
- ②指定感染症（※感染症法第6条第8項）
- ③新感染症（※感染症法第6条第9項）

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

《感染症法及び特措法における感染症の分類》



津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

6. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

平時から実施体制を整備し、有事には迅速に体制を移行し、全庁一体となって対策を実施する。

	準備期（平時）	初動期	対応期
庁内体制	津久見市新型インフルエンザ等対策会議 ※平時及び新型インフルエンザ等発生時における情報共有、準備状況の確認など		
		津久見市新型インフルエンザ等対策本部 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;"> 特措法に基づく緊急事態宣言時は法定対策本部へ移行 </div> ※本市において新型インフルエンザ等が発生し、又は発生する恐れがある場合、感染状況に応じて必要と認められる場合に設置 ※有事において、対策の検討・立案・実施 ※感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策内容の調整、意思決定	

津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

7. 各対策項目の主な取組（※状況に応じて適宜実施）

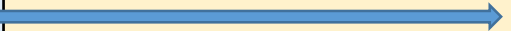
市行動計画（改定）においては、7項目（①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び市民経済の安定の確保）を主な対策項目とする。

対策項目（計画書ページ番号）	準備期 (予防や準備等、事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、市対策本部が廃止されるまでの期間)
①実施体制 (P30～)	<ul style="list-style-type: none"> ○市行動計画等の作成や体制整備・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保【健康推進課】 ・新型インフルエンザ等発生時の全庁での対応体制の構築【健康推進課、防災危機管理室】 ○実践的な訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施【健康推進課、その他関係課】 ○国、県、市等の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体等の関係機関と連携体制を構築【健康推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【健康推進課、総務課】 ・必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【健康推進課、総務課】 ○迅速な対策の実施に必要な予算の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの財政支援を有効に活用することを検討【健康推進課、経営政策課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の派遣・応援への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める【総務課】 ○緊急事態宣言の手続 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置【健康推進課、総務課】 ○市対策本部の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する【健康推進課、総務課】
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション(P35～)	<ul style="list-style-type: none"> ○感染対策、発生状況等感染症に関する市民等への情報の提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策動等について、市民等に情報提供を行う【健康推進課、その他関係課】 ○偏見・差別等に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対し、偏見・差別等に関する啓発【健康推進課、人権尊重・部落差別解消推進室、その他関係課】 ○双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの相談に応じるため必要に応じてコールセンター等の設置の準備を行う【健康推進課、総務課、会計財務課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速かつ一体的な情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じて、ホームページ等の立ち上げ【健康推進課、総務課】 ○双方向のコミュニケーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてコールセンター等を設置【健康推進課】 ○偏見・差別等や偽・誤情報への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を市民等に周知【健康推進課、人権尊重・部落差別解消推進室、その他関係各課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策に係る要請等 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対し、基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨【健康推進課、総務課、その他関係課】 ○事業者に対する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請【健康推進課、総務課、その他関係課】 ○臨時休業等の要請への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の臨時休業等の要請【学校教育課】

津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

対策項目（計画書ページ番号）	準備期 (予防や準備等、事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、市対策本部が廃止されるまでの期間)
③まん延防止 (P42～)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知【健康推進課、学校教育課、その他関係課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の準備 ・市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備【全庁】 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策に係る要請等 ・市民等に対し、基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨【健康推進課、総務課、その他関係課】 ○事業者に対する要請 ・事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請【健康推進課、総務課、その他関係課】 ○臨時休業等の要請への対応 ・小・中学校の臨時休業等の要請【学校教育課】
④ワクチン (P45～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチンの接種に必要な資材 ・予防接種に必要な資材の確保【健康推進課】 ○ワクチンの供給体制 ・ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定【健康推進課】 ○接種体制 ・医師会等と連携し、接種体制の構築に必要な訓練の実施【健康推進課】 ○住民接種 ・迅速な予防接種等を実現するための準備【健康推進課】 ○ODXの推進 ・マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化等、予防接種事務におけるDXを推進【健康推進課、会計財務課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチンの接種に必要な資材 ・準備期に必要なと判断した資材の確保【健康推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○接種体制 ・予防接種を開始【健康推進課】 ○接種体制の拡充 ・感染状況を踏まえ、必要に応じて接種体制を拡充【健康推進課】 ○健康被害救済 ・予防接種により健康被害が生じた場合、申請に基づき、予防接種健康被害調査委員会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行う【健康推進課】 ○住民接種に係る対応 ・住民からの基本的な相談に応じる【健康推進課】

津久見市新型インフルエンザ等対策行動計画（改訂）の概要

対策項目（計画書ページ番号）	準備期 (予防や準備等、事前準備の期間)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)	対応期 (基本的対処方針が実行されてから、市対策本部が廃止されるまでの期間)
⑤保健(P58～)	<ul style="list-style-type: none"> ○研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び保健所と連携し、感染症対応が可能な専門職を含む人材の育成【健康推進課】 ○県及び保健所との連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養中の感染者や濃厚接触者への支援を円滑に進めるために、個人情報等の共有方法等について、必要に応じて協議【健康推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて協議内容の見直し ・新型インフルエンザ等の特性が、準備期の協議の前提とした感染症の特性と大きく異なる場合は、県や保健所との協議により、対応を見直す。【健康推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の支援 ・県が実施する健康観察や生活支援に協力【健康推進課、その他関係課】
⑥物資(P61～)	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄等 ・感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認【健康推進課、防災危機管理室】 		<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄物資等の供給に関する相互協力 ・必要な感染症対策物資等が不足するときは、必要な感染症対策物資等の供給に関し相互に協力【健康推進課、防災危機管理室】
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保(P62～)	<ul style="list-style-type: none"> ○物資及び資材の備蓄 ・事業者や市民に対するマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を奨励【健康推進課】 ○生活支援を要する者への支援等の準備 ・高齢者、障がい者等の要配慮者等の生活支援等の具体的手続きを検討【健康推進課、長寿支援課、社会福祉課】 ○火葬体制の構築 ・国、県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備【環境保全課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の火葬・安置 ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保【環境保全課、その他関係課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講ずる【健康推進課、長寿支援課、社会福祉課、その他関係課】 ○生活支援を要する者への支援 ・高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う【健康推進課、長寿支援課、社会福祉課】 ○埋葬・火葬の特例等 ・火葬、安置体制の整備【環境保全課】